

エコエリアやまがた推進協議会設置要領

(設置)

第1条 本県は、最上川をはじめ自然が豊かで住みよい環境にあり、環境に対する県民の意識の高まりから、環境保全のための多様な取組みが進められている。このような中、農業分野においても、将来にわたり安定的に生産活動を継続していくため、環境と調和した自然共生型の農業への転換が急務となっており、本県では、畜産堆肥等の有機性資源を活用した土づくりを行いながら、農薬や化学肥料の使用量を減らし、人の健康と環境の保全に配慮した方法で農産物を生産する「全県エコエリア構想」を推進することとしている。この構想の実現に向けて、全県運動の展開による普及啓発や消費者等理解の醸成、堆肥等有機性資源の循環利用の推進を図り、「環境にやさしく安全でおいしい農産物」の供給県として、消費者の信頼と共感に根ざしたブランド産地の形成を目指すため、エコエリアやまがた推進協議会（以下、「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、全県エコエリア構想の推進を図るため、以下の事項を所掌する。

- (1) 環境保全型農業の普及啓発に関すること。
- (2) 耕畜連携による堆肥等有機性資源の循環利用の推進に関すること。
- (3) 環境と調和した自然共生型農業に関する情報発信と消費者理解の醸成に関すること。
- (4) 環境保全型農業により生産された農産物の流通・販売、情報発信に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進協議会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、推進協議会の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会)

第5条 推進協議会に、特定の事項を検討させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、事務局長が招集した者をもって構成する。
- 3 部会長は、事務局長をもって充て、専門部会の座長となる。

(事務局)

第6条 推進協議会の事務局は、別表に掲げる者をもって構成し、推進協議会の庶務は、農林水産部農業技術環境課において処理する。

- 2 事務局長は、農林水産部農業技術環境課長をもって充てる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年9月15日から施行する。
- 2 平成18年8月28日一部改正
- 3 平成23年4月 1日一部改正
- 4 平成25年4月 1日一部改正
- 5 平成26年4月 1日一部改正
- 6 平成29年4月 1日一部改正